

平成24年度
森林及び林業の動向

平成25年度
森林及び林業施策

概要

この文書は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づく平成24年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく平成25年度において講じようとする森林及び林業施策について報告を行うものである。

平成24年度 森林及び林業の動向

トピックス

- 1 森林・林業の再生に向けた取組を展開 …………… 1
- 2 津波で被災した海岸防災林の再生を開始 …………… 1
- 3 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」等により
木質バイオマス利用を推進 …………… 2
- 4 綾の照葉樹林が「ユネスコエコパーク」に登録 …………… 2

第I章 森林・林業の再生と国有林

- 1 森林・林業の再生に向けた取組 …………… 3
- 2 森林・林業の再生に向けた国有林野事業の展開 …………… 6
- 3 今後の課題 …………… 7

第II章 東日本大震災からの復旧・復興

- 1 森林・林業・木材産業の被害と復旧状況 …………… 8
- 2 復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献 …………… 8
- 3 原子力災害からの復興 …………… 10

第III章 地球温暖化対策と森林

- 1 地球温暖化対策の現状 …………… 11
- 2 「京都議定書」第1約束期間の目標達成に向けた森林関連分野の取組 …… 11
- 3 2013年以降の地球温暖化対策の検討状況 …………… 12

第IV章 森林の整備・保全

- 1 森林の整備の推進 …………… 13
- 2 森林の保全の確保 …………… 15
- 3 国際的な取組の推進 …………… 16

第V章 林業と山村

- 1 林業の動向 …………… 17
- 2 山村の活性化 …………… 20

第VI章 林産物需給と木材産業

- 1 林産物需給の動向 …………… 21
- 2 木材産業の動向 …………… 22
- 3 木材利用の推進 …………… 23

平成25年度 森林及び林業施策 …………… 25

トピックス 1. 森林・林業の再生に向けた取組を展開

- 平成24(2012)年度には、前年度に改正された「森林法」が施行され、適切な森林施業の確保や無届伐採に対する措置が強化されるとともに、森林所有者把握のための届出制度などを導入。また、持続的な森林経営を確保するため、面的なまとまりのある森林を対象に「森林経営計画制度」がスタート。
- 「緑の雇用」事業によって新規就業者の確保と現場技能者の育成を図るとともに、地域の持続的な森林経営や施業の集約化、路網の整備等に関する技術者等を育成。
- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22(2010)年度制定)や「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(平成24(2012)年7月導入)を実施。「木材利用ポイント」も開始。
- 国有林野事業は、公益重視の管理経営の一層の推進と森林・林業の再生への貢献のため、平成25(2013)年度から一般会計に移行(平成24(2012)年6月に関連法が成立)。



「森林経営計画」のイメージ



木造で整備された公共建築物
(横浜植物防疫所つくばほ場)

トピックス 2. 津波で被災した海岸防災林の再生を開始

- 平成23(2011)年の東日本大震災では、太平洋側沿岸部の海岸防災林にも、津波により甚大な被害。一方で、海岸防災林は、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉、津波到達時間の遅延等の一定の津波被害軽減効果を発揮。
- 平成24(2012)年度には、被災延長約140kmのうち約50kmで海岸防災林の再生に着手。津波堆積物等に由来する再生資材も活用しながら、樹木の生育基盤を造成。準備の整った箇所では、順次苗木の植栽を進める予定。
- 仙台湾沿岸地区と気仙沼地区の海岸防災林の再生については、国(東北森林管理局)の直轄事業により国有林と民有林で一体的に推進。植栽・保育に当たっては、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら進めていく予定。



海岸防災林の植樹式の模様(左：福島県いわき市、右：宮城県仙台市)

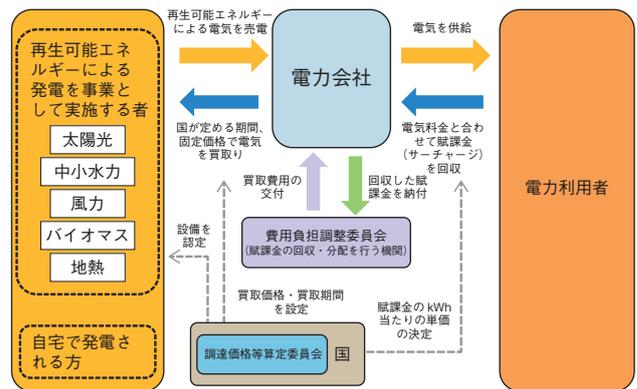
トピックス

3. 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」等により木質バイオマス利用を推進

- 平成24(2012)年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始。再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、電気事業者に買取義務。
- 木質バイオマスについては、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」の別により買取価格が設定。林野庁では、識別・証明のためのガイドラインを策定。
- 同8月には福島県会津若松市、同10月には山口県岩国市の木質バイオマス発電所が、本制度による認定を取得して売電を開始。



岩国市の木質バイオマス発電施設

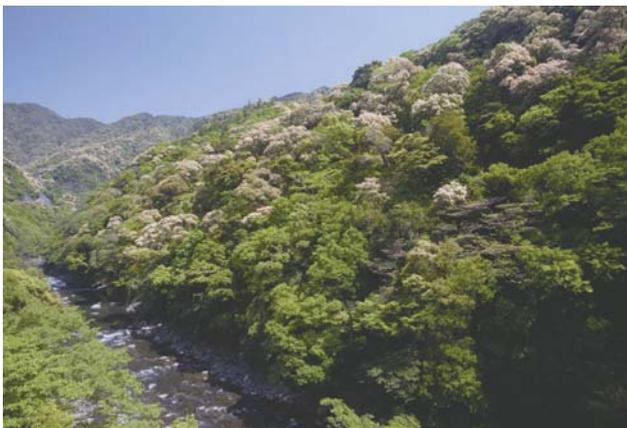


「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の概要

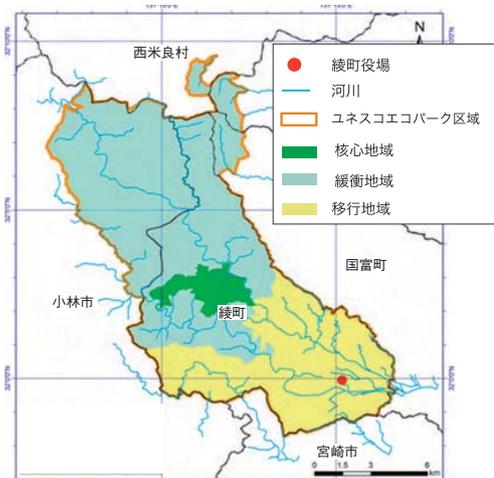
トピックス

4. 綾の照葉樹林が「ユネスコエコパーク」に登録

- 平成24(2012)年7月に、宮崎県の綾地域について、ユネスコの「生物圏保存地域」(ユネスコエコパーク)への登録が決定。
- 国内最大規模の照葉樹林の存在とともに、自然と人間の共生に配慮した取組に評価。我が国では5か所目のユネスコエコパーク。
- 九州森林管理局と宮崎県、綾町、公益財団法人日本自然保護協会及び「てるはの森の会」は、「綾の照葉樹林プロジェクト」として、照葉樹林の保護・復元に協働して取り組み。



綾の照葉樹林



ユネスコエコパークの位置とゾーニング

第 I 章 森林・林業の再生と国有林

1. 森林・林業の再生に向けた取組

(1) 森林・林業の再生に向けた取組の背景

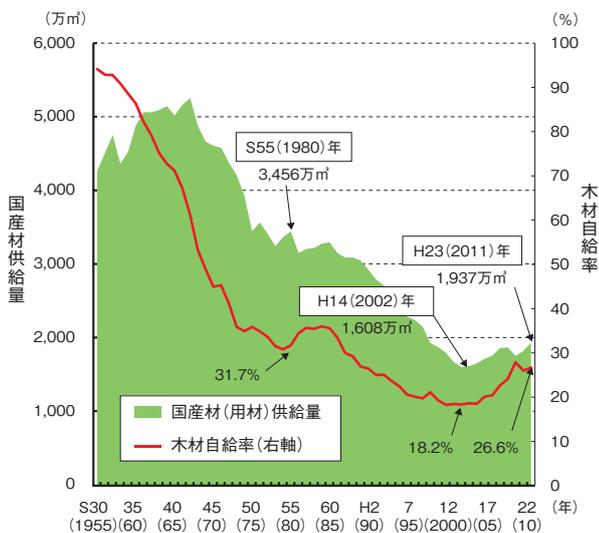
(ア) 我が国の森林・林業をめぐる情勢

- 我が国の林業は、昭和50年代後半(1980年代)以降、木材価格が下落する一方、経営コストは上昇したことから、採算性が大幅に悪化。林業生産活動は停滞し、国産材供給量は平成14(2002)年には戦後最低の1,608万 m^3 まで減少。間伐等の森林施業は十分に行われず放置される森林も。
- このような状況を踏まえ、平成13(2001)年に「森林・林業基本法」が制定。間伐の推進、提案型集約化施業の推進、「緑の雇用」による新規就業者の確保・育成、国産材の加工・流通体制の整備等に取り組み、一定の成果。国産材供給量も、平成20(2008)年には1,873万 m^3 まで増加。

(イ) 森林・林業の再生に向けた施策の見直し

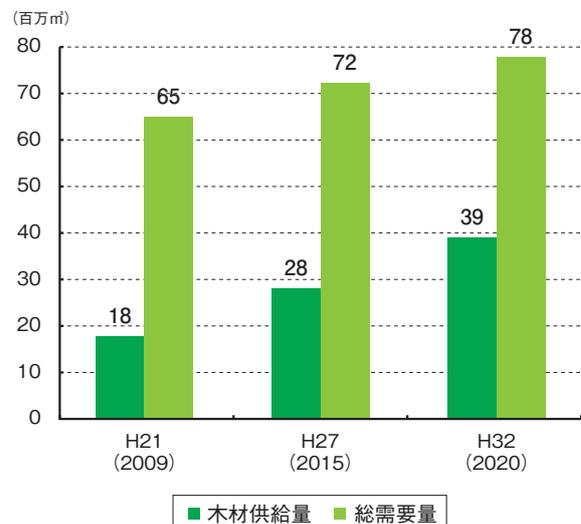
- 近年、我が国の森林は量的に充実し、資源として本格的な利用が可能な段階へ。一方、国内の林業は、依然として、小規模零細な森林所有構造の下、生産性が低い状況。森林所有者の林業に対する関心は低下し、相続等に伴い経営意識の低い所有者も増加。森林資源が十分に活用されないばかりか、必要な施業が行われず、多面的機能の発揮に懸念。
- このため、「森林・林業基本法」に基づく森林・林業再生のための取組を強化・加速する必要。特に、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用拡大に必要な体制を構築することが課題。
- 平成22(2010)年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を制定、平成23(2011)年に「森林法」を改正、平成24(2012)年に「国有林野の管理経営に関する法律」等を改正。平成23(2011)年7月には「森林・林業基本計画」について5年ぶりの見直し。

国産材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

「森林・林業基本計画」における木材供給量の目標と総需要量の見通し



資料：「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)

(2) 森林・林業の再生に向けた主な取組状況

(ア) 実効性の高い森林計画制度

- 平成23(2011)年7月に、「森林・林業基本計画」の見直しと併せて、「森林法」に基づく「全国森林計画」を見直し。地域主導で森林の区域を設定できるようにするとともに、伐採・造林の基準・計画量等を明示。
- 「市町村森林整備計画」は、地域の森林に関する長期の構想とその実現のための規範を示すもの(マスタープラン)として策定。森林の区域や路網計画等も図示。

(イ) 適切な森林施業の確保

- 「森林法」の改正により、無届伐採に対する市町村長の命令、所有者不明森林における施業代行制度を導入。
- また、森林所有者の把握のため、新たに森林の土地所有者となった者の市町村への届出や、森林所有者情報の行政機関内部での共有等の制度を導入。

(ウ) 効率的かつ安定的な林業経営の育成

- 施業の集約化を一層推進するため、平成24(2012)年度から、面的なまとまりをもった森林を対象に、森林所有者や森林の経営の委託を受けた者が森林の継続的な施業・保護に関する計画を作成する「森林経営計画制度」を導入。
- 森林施業の効率的な実施のため、路網整備を加速化。一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積程度のトラックの走行を想定する「林業専用道」、林業機械の走行を想定する「森林作業道」の3区分に整理して、これらを組み合わせた丈夫で簡易な路網整備を推進。
- 高性能林業機械の開発・改良と普及を推進。
- 林業事業者が施業集約化等に積極的に取り組めるよう、森林組合の改革や事業環境の整備を推進。

《事例》 公募ボランティアにより施業集約化を推進



群馬県利根郡みなかみ町では、町役場が中心となって、森林所有者からの同意を取り付けて、ボランティア隊員が雑木や笹の刈払等の準備作業を、素材生産業者等が搬出間伐を実施。

《事例》 高密度の路網を活用した搬出間伐

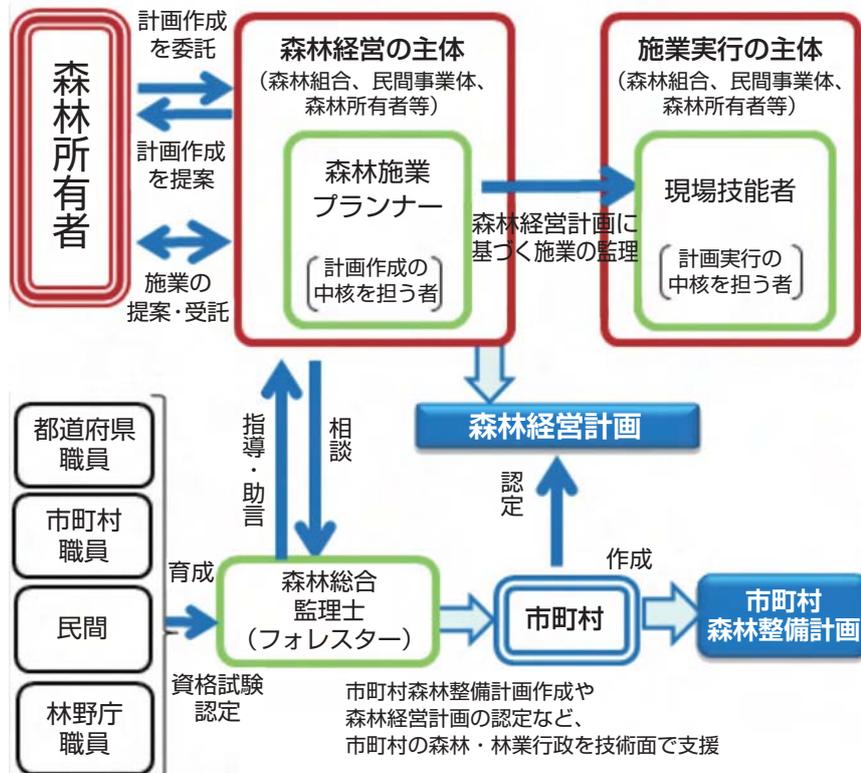


栃木県矢板市のたかはら森林組合は、路網を整備して(路網密度:38.0m/ha)、「チェーンソーによる伐倒→グラブによる積み込み→林内作業車による集材→道端でのトラックへの直接積み込み」の工程により、搬出間伐を実施。

(エ)人材の育成・確保

- 新規就業者の確保のため、平成15(2003)年度から「緑の雇用」事業を実施。平成23(2011)年度からは、現場技能者(林業作業士(フォレストワーカー)、現場管理責任者(フォレストリーダー)、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー))として段階的かつ体系的に育成。
- 施業の集約化の中核を担う人材(森林施業プランナー)を平成19(2007)年度から育成。今後、「森林経営計画」作成の中核を担う者として期待。
- 森林・林業行政における市町村の役割が重要となる中、市町村の森林・林業行政や地域の森林経営を支援する専門家(森林総合監理士(フォレスター))を育成。当面、林野庁の「准フォレスター研修」を修了した県職員等が「市町村森林整備計画」の作成等を支援。
- 路網整備を担う人材として、林業専用道の設計等を行う技術者や、森林作業道を作設するオペレーターを育成。

森林・林業の再生を担う人材の役割



(オ)木材の加工・流通体制の整備と木材利用の拡大

- 我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階で、需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制の確立が課題。
- 平成16(2004)年度からの「新流通・加工システム」「新生産システム」や、平成21(2009)年度からの「森林整備加速化・林業再生基金」等により、原木の安定供給体制や効率的な加工・流通施設の整備を推進。
- 公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出の促進、木材利用の普及啓発により、木材利用の拡大を推進。

2. 森林・林業の再生に向けた国有林野事業の展開

(1) 国有林野事業の概要とその見直し

- 国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割。国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能を発揮。
- 国有林野は、林野庁が「国有林野事業」として一元的に管理経営。平成10(1998)年度の「抜本的改革」により、公益的機能の維持増進を旨とする方針に転換し、それまでの独立採算制の特別会計から、一般会計からの繰入れを前提とした特別会計に移行。
- 平成23(2011)年に、公益重視の管理経営の一層の推進と森林・林業の再生への貢献のため、収支に規制された特別会計ではなく、一般会計で実施すべき旨の林政審議会の答申。平成24(2012)年に「国有林野の管理経営に関する法律」等を改正。
- 平成25(2013)年度からは、一般会計により管理経営を実施。

(2) 国有林野事業の具体的取組

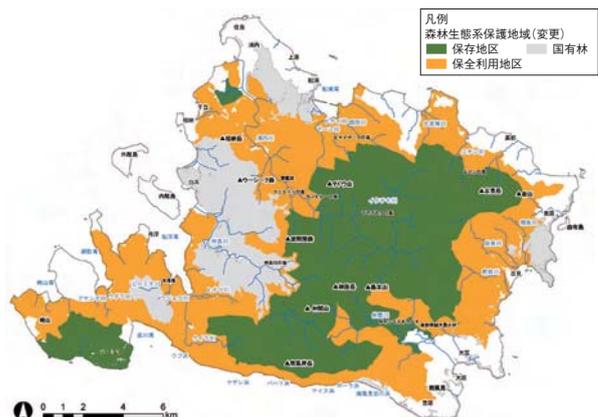
(ア) 公益重視の管理経営の一層の推進

- これまでも、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能により区分した上で、間伐等の施業、治山事業、路網整備等を推進。
- また、生物多様性の保全のため、「保護林」や「緑の回廊」の設定、世界遺産等における森林保全などに取り組み。
- 今後も、地球温暖化防止に向けた森林整備や治山事業等を進めるほか、隣接・介在する民有林との一体的な整備・保全等にも取り組み、公益重視の管理経営を一層推進。

国有林野の分布



《事例》「西表島森林生態系保護地域」の拡充



九州森林管理局は、平成3(1991)年に設定した「西表島森林生態系保護地域」について、平成23(2011)年度に、世界自然遺産への推薦も視野に、指定面積を拡充。

(イ)森林・林業の再生への貢献

- これまでも、「森林の流域管理システム」の下、事業発注を通じた作業システムの普及・定着、国有林材の安定供給等を推進。
- 今後は、低コスト化を実現する施業モデルの展開・普及、林業事業者の育成、民有林と連携した森林施業、森林・林業技術者の育成等の取組を強化。

《事例》 低コスト造林の技術交流会を開催

京都大阪森林管理事務所は、コンテナ苗等による低コスト造林技術の技術交流会を開催。民間事業者や研究機関、行政機関等から20名が参加。



(ウ)「国民の森林^{もり}」としての管理経営

- 地元関係者やNPO・企業等との連携による国民参加の森林^{もり}づくり、森林環境教育の場としての利用等を一層推進。

(エ)国有林野の活用と震災からの復旧・復興への貢献

- これまでも、国民の保健休養の場（「レクリエーションの森」）の提供や、地域振興のための国有林野の貸付け・売払い等に取り組み。今後は、再生可能エネルギーの利用に資する国有林野の活用も推進。
- また、海岸防災林の再生や森林の除染等に取り組み、震災の復旧・復興に貢献。

(オ)管理経営の実施体制

- 現行の森林管理局・署の基本的体制を堅持しつつ、都道府県等との連携、民有林への指導・サポートを強化・充実。

3. 今後の課題

- 川上から川下までの木材需給全体や海外の動向も視野に入れ、国産材の供給力向上と木材需要の拡大を進めるとともに、市場のニーズに柔軟に対応できる加工・流通体制等を整備。
- 関係者による問題意識の共有と連携の強化。加えて、広く国民一般における正確な理解の醸成。
- 現地の実情や国民のニーズを的確に把握した上で、施策や取組を検証し、必要に応じて見直し・改善。

第Ⅱ章 東日本大震災からの復旧・復興

1. 森林・林業・木材産業の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。被害箇所では、復旧に向けた工事を実施。
- 林業では、合板工場・製紙工場の被災に伴い原木等の出荷が困難に。林野庁では、非被災工場への出荷等について、流通コストを助成。
- 被災した全国の木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援。96か所が操業を再開し、東北地方の製材生産はほぼ回復。

《事例》 地震による山腹崩壊を復旧



平成23(2011)年3月12日に、長野県北部を震源とする最大震度6強の地震が発生。長野県下水内郡栄村中条川では、約16haの大規模な山腹崩壊が発生。長野県は、国の支援を受けて復旧工事を行い、被害の拡大を防止。

《事例》 被災した森林組合が事業を再開



岩手県釜石市の釜石地方森林組合は、東日本大震災の津波により、事務所が全壊して書類等が流失し、組合長を含む5名の役職員が殉難。同組合では、組合員の多くが被災したが、「J-VER制度」のクレジット売却益を事業費に充て、森林整備を継続的に実施。

2. 復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献

(1) 海岸防災林の復旧・再生

- 海岸防災林は、概ね5年間で盛土等の基盤造成、概ね10年間で全体の復旧完了を目指す。平成24(2012)年度は、被災延長約140kmのうち約50kmの再生に着手。
- 盛土に当たっては、既存の法制度・指針等に基づいて適切に処理等が行われた津波堆積物等に由来する再生資材を活用。植栽や保育は民間団体の協力も得ながら実施。
- 植栽に必要な苗木の確保と植栽後の継続的な管理が必要。

《事例》 海岸防災林の基盤造成を開始



東北森林管理局は、平成24(2012)年5月から、宮城県仙台市荒浜地区の国有林で海岸防災林の復旧・再生に向けた工事を開始。同11月には、地元住民等の参加による植樹式を開催。

《事例》 海岸防災林の再生に向けて苗木を育成



公益財団法人オイスカは、企業から募集した寄附金等をもとに、宮城県名取市で地元住民が行う海岸防災林再生のための苗木の育苗を支援。

(2)住宅や建築物への木材の活用

- 応急仮設住宅の約4分の1に相当する約1万3千戸が木造で建設。木造応急仮設住宅に対しては、住み心地、追加工事の容易さ等で高い評価。
- 災害公営住宅を木造で整備する動き、被災者の自宅再建に木造住宅を提案する動き、新しいまちづくりに木材を活用する取組等も。
- 木材供給体制の強化、木造住宅の耐震性に関する理解の向上、公共建築物の木造化の推進、木造の応急仮設住宅の開発・即応供給体制の整備が課題。

《事例》 木造で災害公営住宅を整備



福島県相馬市は、被災した高齢者や障がい者のための木造災害公営住宅「井戸端長屋」を建設。同施設は木造平屋建てで、福島県産のスギやヒノキを中心に約100㎡の木材を使用。

《事例》 住宅メーカーが「木化都市」づくりに協力



宮城県東松島市は、住宅メーカーと協定を締結し、地域再生の柱に林業を組み入れる「木化都市」構想を展開。住宅メーカーは、木造により仮設診療所を建設。

(3)エネルギー等への木質バイオマスの活用

- 地震と津波により大量の災害廃棄物が発生。木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やバイオマス発電の燃料として活用。
- 「福島復興再生基本方針」では、再生可能エネルギーによる地域経済の再生を位置付け。会津若松市では、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電所が稼働し、県内数か所で、木質バイオマス発電所の整備に向けた調査を実施中。
- 木質系災害廃棄物の活用後、燃料を未利用間伐材等に移行できるよう、未利用間伐材等の安定的な供給体制を確立することが課題。

《事例》 海岸防災林の被害木や木質系災害廃棄物を原料・燃料として活用



木材加工業者のS社は、宮城県石巻市の工場で、海岸防災林の被害木を合板等の原料に活用。オフィス家具メーカーのI社が、この合板を家具に加工。

《事例》 木質系災害廃棄物をバイオマス発電の燃料に活用



電力供給会社のB社（茨城県ひたちなか市）は、東日本大震災により茨城県内で発生した木質系災害廃棄物を木質バイオマス発電の燃料に活用。

3. 原子力災害からの復興

(1) 森林の放射線対策

- 平成23(2011)年度から、福島県内の森林を対象として、放射性物質による汚染状況の調査を実施。森林から流れ出る渓流水の調査も実施。
- 農林水産省は、平成24(2012)年4月に「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」を公表。「住居等近隣の森林」だけでなく、「住民等が日常的に入る森林」等における除染の方法等を整理。
- 「除染特別地域」の森林は環境省が、「汚染状況重点調査地域」の民有林は市町村が、「汚染状況重点調査地域」の国有林は林野庁が、住宅等近隣を対象に除染を実施。

(2) 安全な林産物の供給

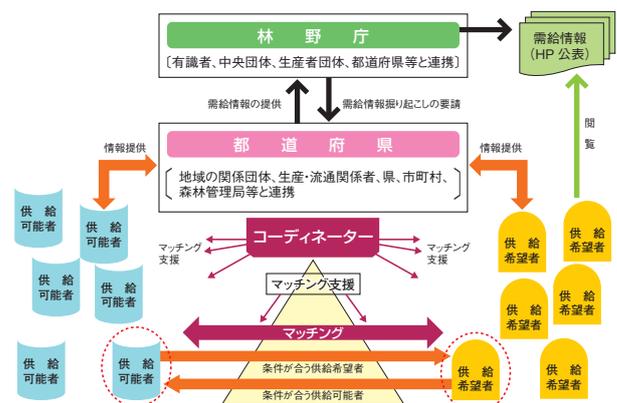
- 平成24(2012)年4月に、食品中の放射性物質の「基準値」を新たに設定(一般食品は100Bq/kg等)。きのこや山菜等の特用林産物19品目に出荷制限(平成24(2012)年度末現在)。
- きのこ原木・菌床用培地にも「当面の指標値」を設定。福島県のきのこ原木生産が減少し、多くの県で原木が不足したことから、原木需給のマッチングを支援。
- 木材や木材製品等における放射性セシウムの影響を調査。人体への影響はほとんどないとの結果。

森林の除染作業



(左下：表土の流出防止、右上：落葉等の除去)

きのこ原木の需給マッチングの仕組み(イメージ)



(3) 林業労働者の安全確保

- 汚染土壌等を扱う業務や空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える森林での業務は、平成24(2012)年7月に改正された「除染電離則」により、線量管理の下で安全を確保。

(4) 樹皮やきのこ原木等の処理

- 製材工場等の樹皮(バーク)は、処分場が確保できないことによる燃焼利用の停滞や堆肥等への利用減少により、福島県を中心に滞留。焼却処理や保管経費が課題。
- 「当面の指標値」を超えたきのこ原木の処理も課題。

(5) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示に伴う減収等について、賠償を請求。平成25(2013)年3月までに、約15億円が請求され、東京電力が約8億円支払い(東京電力等への聞き取り結果)。
- 森林を含む事業用の不動産等の賠償については、継続して検討。

(4) 地球温暖化防止に向けた木材利用

- 木材利用は、炭素の貯蔵、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替により、地球温暖化防止に貢献。
- 木材利用に係る環境貢献度の「見える化」のため、「カーボンフットプリント」「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」に取り組み。

3. 2013年以降の地球温暖化対策の検討状況

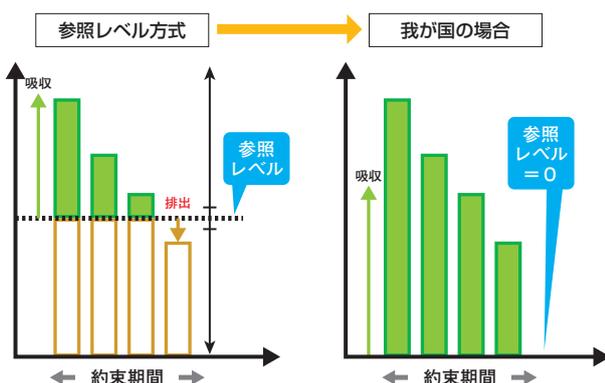
(1) 締約国会議での交渉経緯

- 2012年11月～12月にカタールで開催された「第18回気候変動枠組条約締約国会議(COP18)」では、2013年から2020年までを「京都議定書」の「第2約束期間」とすること等を決定。
- 我が国は、第2約束期間には参加しないが、引き続き、国としての目標を定め、国際ルールを踏まえて温室効果ガスの排出削減に努力。

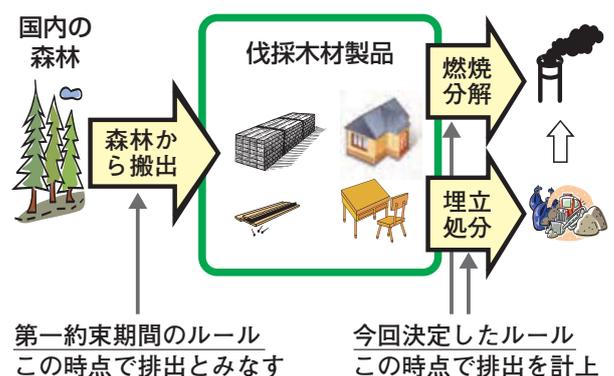
(2) 「京都議定書」第2約束期間における森林関連分野の取扱い

- 第2約束期間への参加・不参加にかかわらず、「森林経営」を含む温室効果ガスの吸収・排出量を毎年報告することが義務化。
- 「森林経営」による二酸化炭素吸収量の算入上限値は、いずれの国も、基準年(1990年)総排出量の3.5%。森林吸収量の算定は「参照レベル方式」が採用(我が国の参照レベルはゼロで、実質的に従来と同じ)。
- 新たに、伐採木材製品(HWP)における炭素量の変化を、各国の温室効果ガス吸収量・排出量として計上。

COP17(2011年)で決定された
森林吸収量の算定方法



COP17(2011年)で決定された
搬出後の木材の取扱い



(3) 我が国における2013年以降の地球温暖化対策

- 有識者会議(「森林関係の地球温暖化対策を考える会」)や全国知事会は、森林整備・保全や国産材の活用により地球温暖化問題に最大限に取り組むこと、森林吸収源対策の推進に必要な財源を確保すること等を決議。
- 森林資源の若返りも課題。

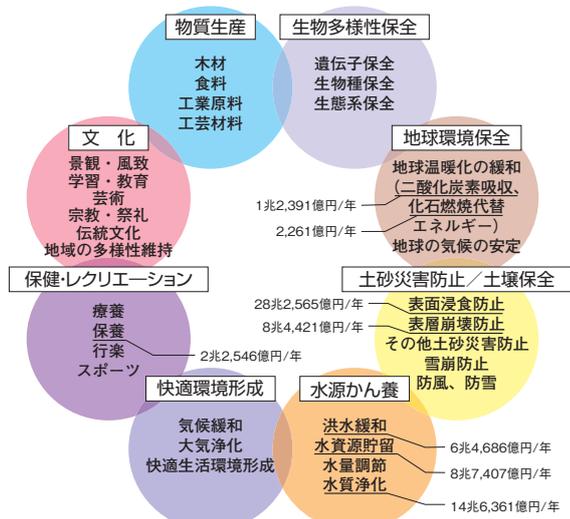
第IV章 森林の整備・保全

1. 森林の整備の推進

(1) 我が国の森林の現状

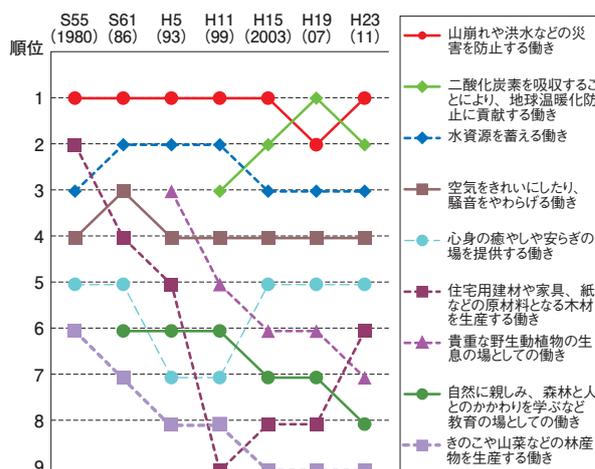
○森林の有する多面的機能を発揮していくため、持続可能な森林経営の下、多様で健全な森林の整備を進めることが重要。

森林の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申

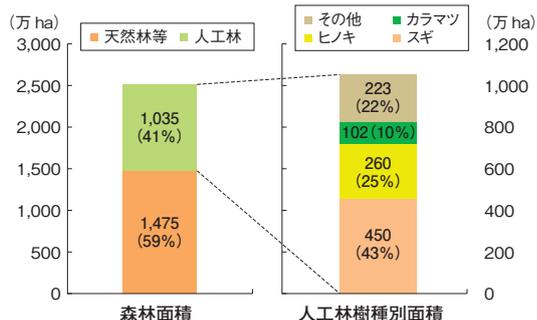
国民が森林に期待する働き



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」等

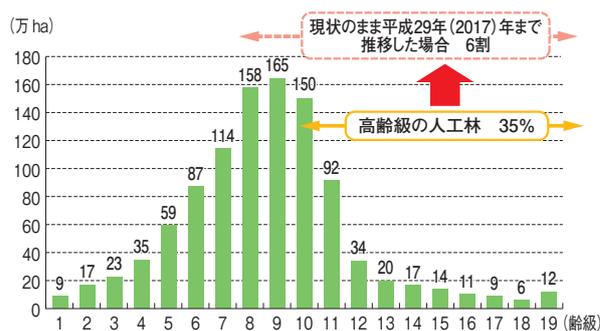
- 我が国の森林面積は、国土の約3分の2に当たる約2,500万ha。このうち約4割に相当する1千万haが人工林。人工林の主な樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ。
- 我が国の森林資源は量的には充実しつつあり、高齢級(50年生以上)の人工林は、平成29(2017)年には6割に増加する見込み。

森林面積と人工林樹種別面積



資料：林野庁「森林・林業統計要覧2012」

我が国の人工林の齢級構成



資料：林野庁「森林・林業統計要覧2012」

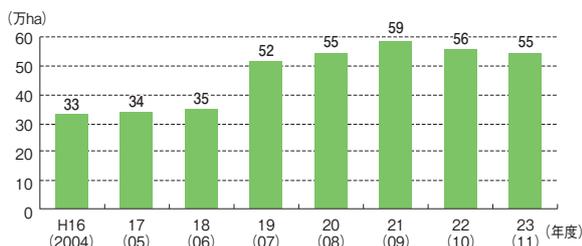
(2) 森林・林業に関する施策の基本方針

- 平成23(2011)年7月に「森林・林業基本計画」を見直し、「森林の有する多面的機能」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定。
- あわせて「全国森林計画」を見直し、国が重視すべき機能に応じた森林の3機能区分を示すことをやめて、地域主導により発揮を期待する機能ごとの区域の設定を可能に。これに即して、「地域森林計画」も一斉に変更。
- 「市町村森林整備計画」は、地域の森林のマスタープランとなるように、平成24(2012)年3月末までに全国1,614の市町村で変更。

(3) 森林の適正な整備

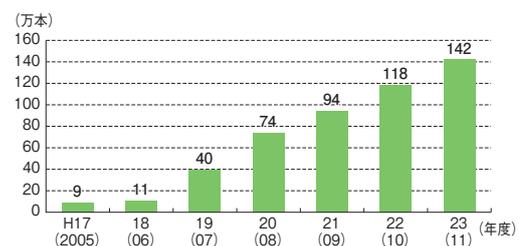
- 森林の有する多面的機能を発揮するため、間伐や再造林等の施業により、森林の適正な整備を進める必要。
- 平成19(2007)年度から平成24(2012)年度までの6年間で合計330万haの間伐を実施することを目標に、「間伐特措法」による地方公共団体の負担軽減等とともに、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を直接支援。平成23(2011)年度の間伐実施面積は55万ha。必要に応じ、私有林であっても公的な関与により整備。
- 森林の所有者情報を把握するため、森林の土地所有者届出制度の創設のほか、外国人等による森林買収の事例について調査(平成24(2012)年1月～12月は8件、計16haの事例)。
- 花粉の少ない森林づくりに向けた取組を推進。平成23(2011)年度の花粉尘対策苗木の生産量は約142万本(平成17(2005)年度の約16倍)。

間伐の実施状況



資料：林野庁整備課調べ。

花粉症対策苗木の生産量(概数)

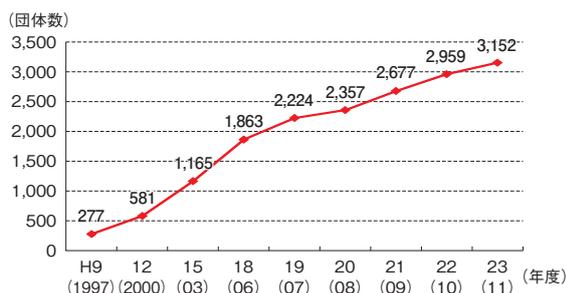


資料：林野庁研究・保全課調べ。

(4) 社会全体に広がる森林づくり活動

- 環境への関心の高まりに加え、経済・産業的、文化的な観点から、幅広い関係者が森林・林業に積極的に関わろうとする動き。
- 森林ボランティア団体数は、平成23(2011)年度には3,152団体に増加。また、CSR(企業の社会的責任)活動の一環としての森林づくり活動が活発化。
- 各地の都道府県では、森林整備を主な目的とする独自の課税制度。平成24(2012)年度までに33県が導入。

森林ボランティア団体数の推移



資料：林野庁研究・保全課調べほか。

都道府県による独自課税の用途

事業内容	合計
・森林整備(主に水源地域)	33 県
・普及啓発	28 県
・森林環境学習	25 県
・ボランティア支援	23 県
・里山整備(主に集落周辺の里山林)	21 県
・木材利用促進	17 県
・地域力を活かした森林づくり(公募事業)	16 県
・人材育成	10 県

資料：林野庁企画課調べ。

(5) 研究・技術開発及び普及の推進

- 平成24(2012)年9月に、新たな「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を策定。国や独立行政法人森林総合研究所、都道府県等が連携して、政策ニーズに対応した研究・技術開発を実施。
- 森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有し、市町村の森林・林業行政や地域の森林経営を支援する専門家(森林総合監理士(フォレスター))を育成。当面は、都道府県職員等を対象に「准フォレスター研修」を実施し、平成25(2013)年度から認定制度を開始。

2. 森林の保全の確保

(1) 保安林等の管理・保全

(2) 治山対策の展開

- 水源の涵養^{かん}や山地災害の防止等、森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定。保安林の面積は、全国の森林面積の48%、国土面積の32%に相当する1,205万ha(平成23(2011)年度末現在)。
- 「平成24年7月九州北部豪雨」等の山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。
- 森林の山地災害防止機能の発揮のため、森林の造成や施設の整備を行う「治山事業」を実施。

《事例》 治山施設の効果(「平成24年7月九州北部豪雨」)

平成24(2012)年7月11日から14日にかけて、九州北部を中心に甚大な被害。九州森林管理局の被害調査では、階段状に整備された治山施設群が渓床や山脚を固定し、崩壊や渓岸浸食の拡大を抑制したこと等が確認された。



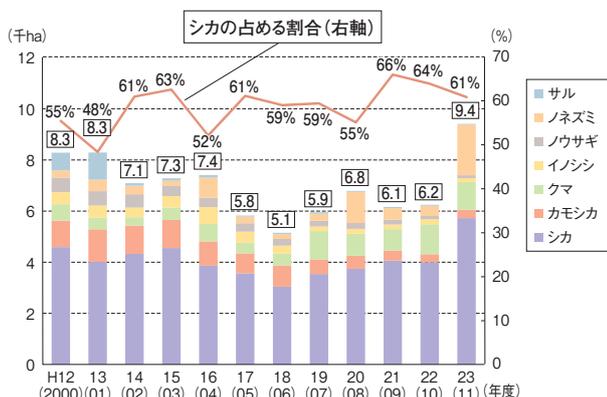
(3) 森林における生物多様性の保全

- 平成24(2012)年9月に、「愛知目標」の達成に向けた我が国のロードマップとして「生物多様性戦略2012-2020」を閣議決定。戦略を踏まえて、適切な間伐や多様な森林づくりを推進。
- 我が国の世界遺産における森林の保全を推進。平成24(2012)年1月には、「富士山」を世界遺産一覧表に記載するための推薦書をユネスコに提出。

(4) 野生鳥獣被害対策の推進

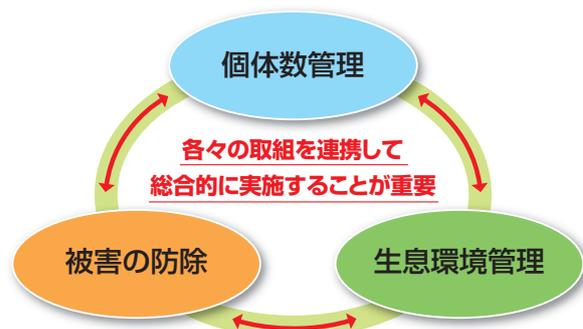
- 平成23(2011)年度には、全国で約9千haの森林で野生鳥獣被害が発生。約6割がシカによる被害。
- 鳥獣の捕獲を行う「個体数管理」、防護柵等により被害を防止する「被害の防除」、針広混交林や広葉樹林の育成等を行う「生息環境管理」の3つを総合的に推進。

野生鳥獣被害面積の推移



資料：林野庁研究・保全課調べ。

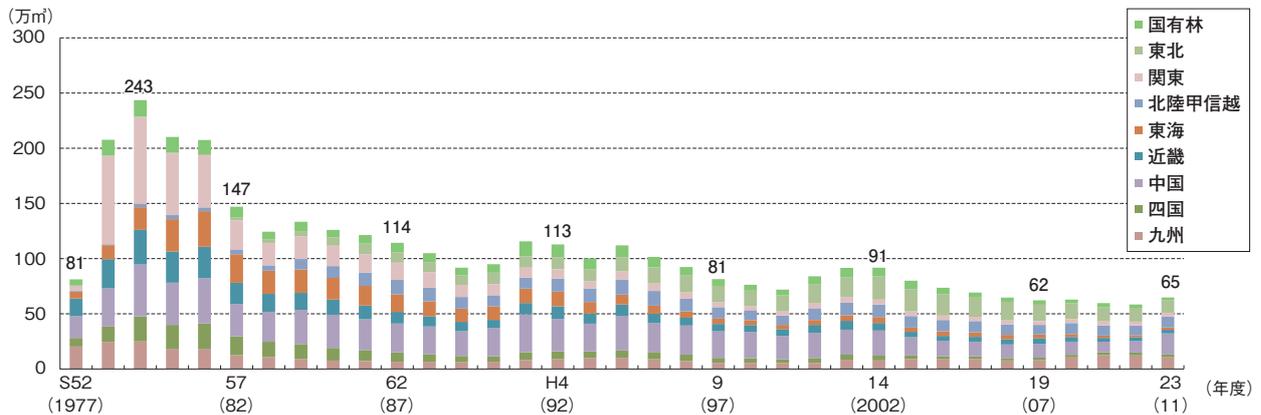
野生鳥獣被害対策の基本的な考え方



(5) 森林病虫害対策の実施

- 平成23(2011)年度の松くい虫被害量は、ピーク時の4分の1程度の約65万m³であるが、依然として、我が国最大の森林病虫害被害。薬剤散布や樹幹注入等の「予防対策」や被害木の伐倒くん蒸等の「駆除対策」等を実施。
- 平成23(2011)年度のナラ枯れ被害は、前年度から半減して約16万m³。粘着材の塗布等の「予防対策」、被害木のくん蒸・焼却等の「駆除対策」を推進。

松くい虫被害量(材積)の推移



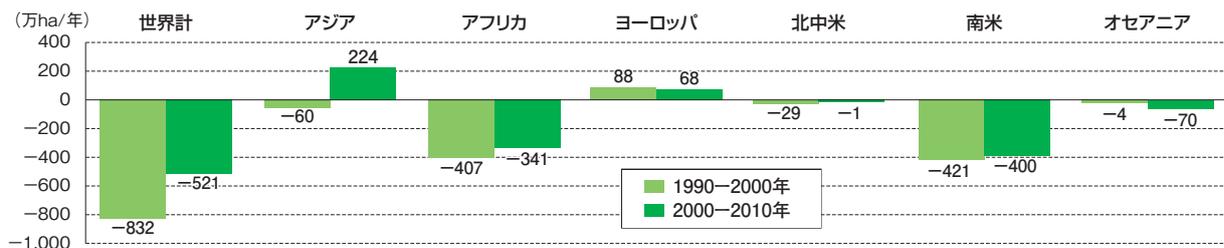
資料：林野庁プレスリリース。

3. 国際的な取組の推進

(1) 世界の森林の現状

- 2010年の世界の森林面積は40.3億haで、世界の陸地面積の31%。2000年から2010年までの10年間で、年平均521万haの森林が減少。アフリカと南米で、それぞれ年平均300万ha以上減少する一方、アジアでは、年平均224万ha増加。

世界における森林面積の変化



資料：FAO調べ。

(2) 持続可能な森林経営の推進

- 2012年6月にブラジルで「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」を開催。成果文書(「我々の求める未来」)では、持続可能な森林経営の重要性を強調。
- 森林の違法伐採は、持続可能な森林経営を著しく阻害。我が国は「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方に基づき、国際的な協力、政府調達における取組等を推進。木材生産国に導入可能なトレーサビリティ技術を開発。

(3) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進に貢献。

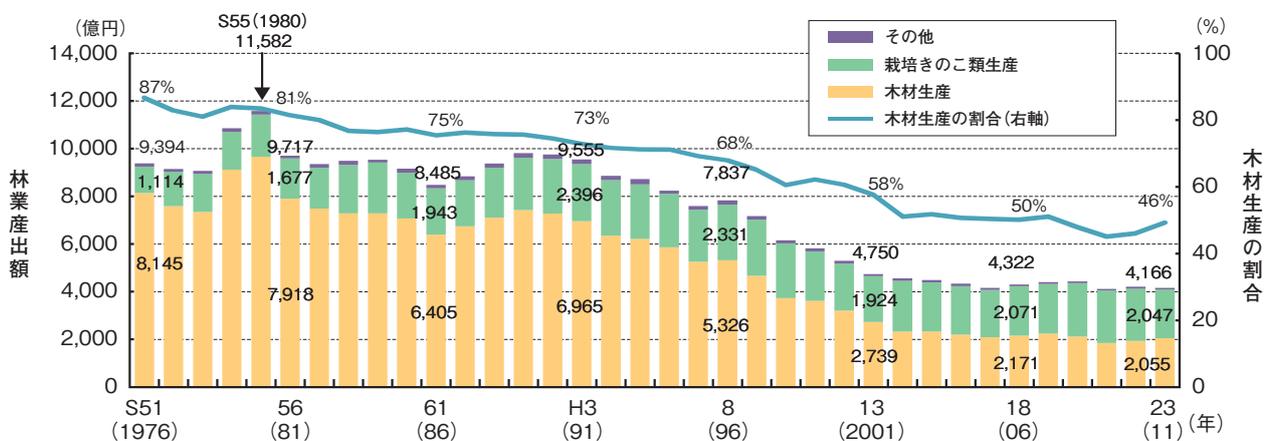
第V章 林業と山村

1. 林業の動向

(1) 林業生産の動向

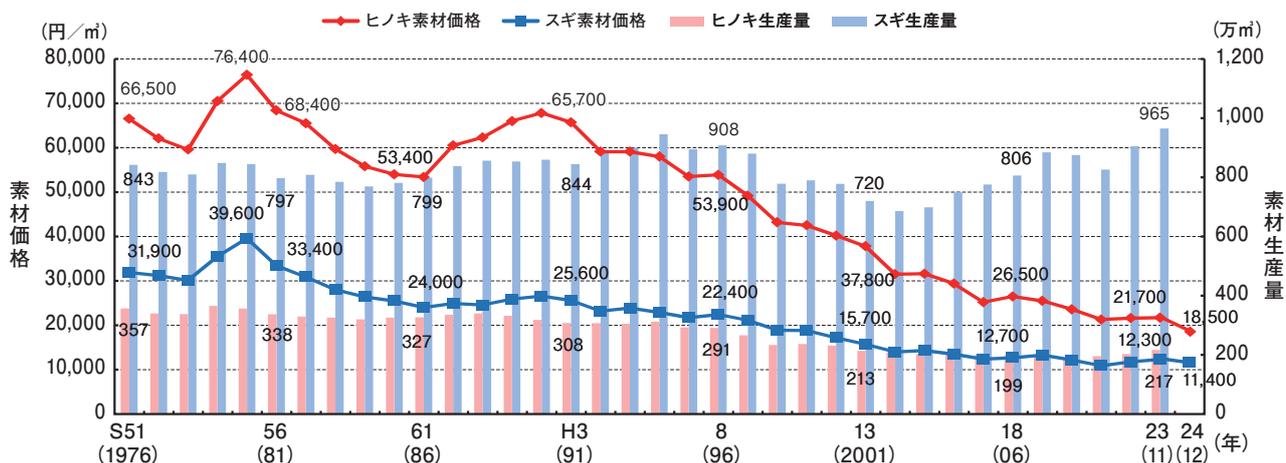
- 平成23(2011)年の林業産出額は、前年比1%減の4,166億円。昭和55(1980)年をピークに、長期的に減少傾向。木材生産と栽培きのご類生産がそれぞれ約半分を占める。
- 平成23(2011)年の素材生産量は、スギで前年比7%増の965万㎡、ヒノキで同7%増の217万㎡。平成24(2012)年の素材価格は、スギで前年比7%安の11,400円/㎡、ヒノキで前年比15%安の18,500円/㎡。
- 山元立木価格は低下し、主伐の立木販売による収入では育林経費を賄うことができない状況。

林業産出額の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計報告書」

スギ・ヒノキの素材生産量・素材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」、「木材価格」

(2) 林業経営の動向

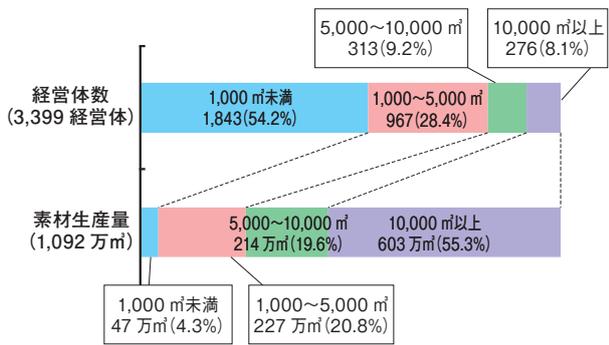
(ア) 森林保有の現状

- 我が国の森林は、保有山林面積が小さい森林所有者が多数を占める構造。保有山林面積が「10ha未満」の林家は全体の約9割。
- 不在村者の保有する森林が増加するとともに、森林所有者の高齢化も進行。

(イ) 林業経営体の動向

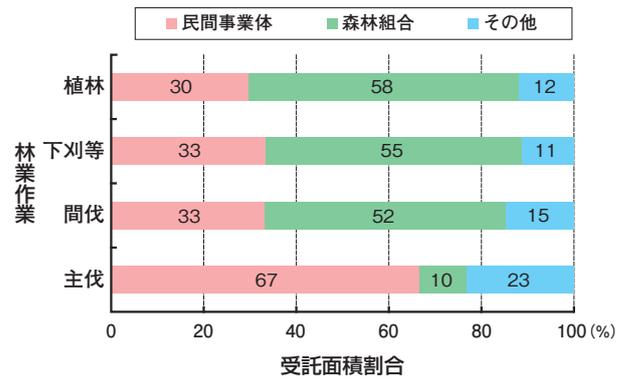
- 素材生産では、規模の大きい経営体の素材生産量全体に占める割合が上昇。
- 林家の大半は林業以外で生計。小規模林家の施業・経営意欲は低い。一方、林家等が協力して自ら間伐・搬出を行い、地域で販売する新たな取組が広がり。
- 森林組合は、植林・下刈・間伐等の受託面積の5割以上を占め、森林整備の中心的担い手。民間事業体は、主伐の7割を占め、素材生産の中心的担い手。
- 森林組合の組合員は157万人で、私有林面積の約3分の2。森林組合の数は、合併が進んだことにより、平成22(2010)年度末には679。

受託又は立木買いにより素材生産を行った林業経営体の規模別の経営体数と素材生産量 (平成22(2010)年)



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

林業作業の受託面積割合

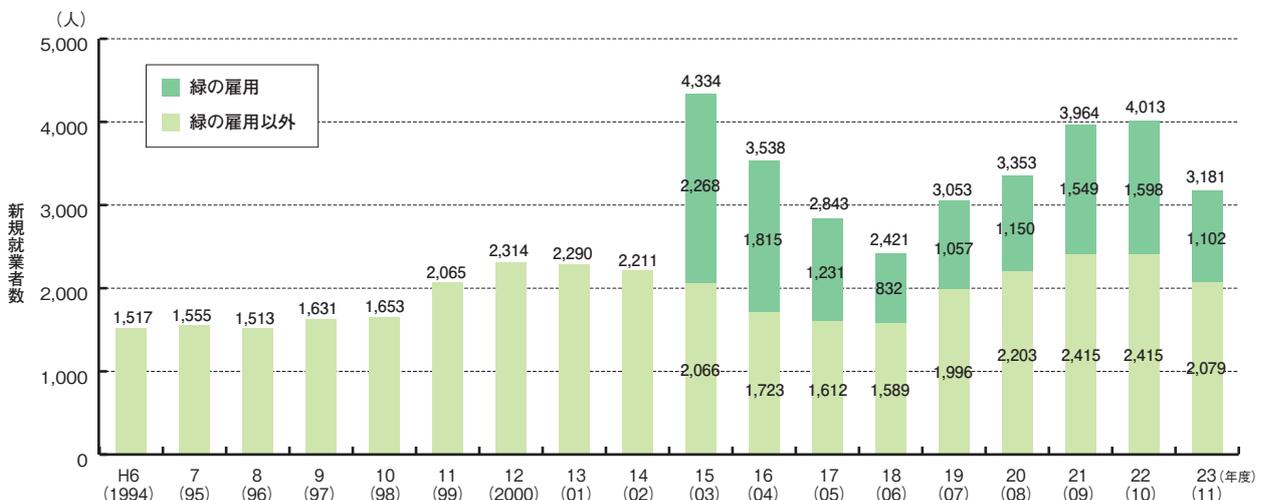


資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

(3) 林業労働力の動向

- 林業就業者数は長期的には減少傾向で推移し、平成22(2010)年は約6万9千人。高齢化率は18%と高い水準にあるものの、35歳未満の若年者層の割合は上昇傾向。
- 平成15(2003)年度から、林業就業に意欲を有する若者に対して林業に必要な基本的な技術等の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施。新規就業者数の増加に効果。
- 安全な労働環境を整備。高度な知識と技術・技能を有する林業労働者を育成。
- 近年、女性による林業への参画も拡大。

林業への新規就業者数の推移



資料：林野庁ホームページ

(4) 林業の生産性の向上に向けた取組

- 複数の森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を一括して実施する「施業の集約化」を推進。平成19(2007)年度から「森林施業プランナー」を育成。
- 平成24(2012)年度に導入した「森林経営計画制度」は、現場の意見を聴きながら、柔軟に運用。
- 傾斜区分や作業システムに応じた路網整備の目標とする水準の目安を示し、「林道」「林業専用道」「森林作業道」が適切に組み合わせられた路網の整備を推進。また、路網整備を担う人材を育成。

路網整備の目標とする水準

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15°~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30°~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35°~)	架線系作業システム	5m/ha以上

資料：「全国森林計画」(平成23(2011)年7月)

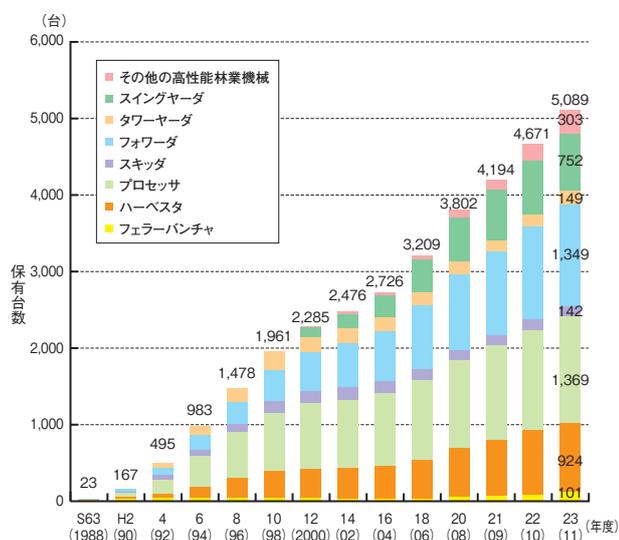
《事例》 集約化により間伐を推進



愛媛県中部の久万地域では、愛媛県、久万高原町、久万広域森林組合が連携して、小面積の森林所有者の森林を集約化し、効率的な路網整備や森林施業を推進。平成23(2011)年度までに約12,400haの管理委託を受け、延べ約2,500haの間伐を実施。

- 平成23(2011)年度には、全国で前年比9%増の約5,100台の高性能林業機械が保有。引き続き、先進的な機能を有する林業機械の開発・改良を推進。
- 造林・保育の効率化に向け、コンテナ苗の導入、下刈回数の削減、低密度植栽等に取り組み。

高性能林業機械の保有台数の推移(民有林)



資料：林野庁「森林・林業統計要覧2012」、林野庁ホームページ

《事例》 小型ハーベスタのヘッドの改良



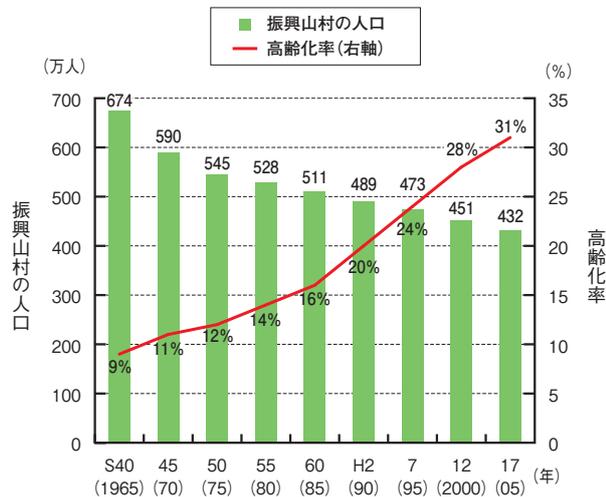
素材生産者のF社(山梨県甲斐市)は道幅が狭い急傾斜地でも効率的かつ安全に間伐を行うことができる小型ハーベスタヘッドを導入、現地の作業システムに適應するよう改良。生産性は「4.8㎡/人日」から「8.9㎡/日」に向上。

2. 山村の活性化

(1) 山村の現状

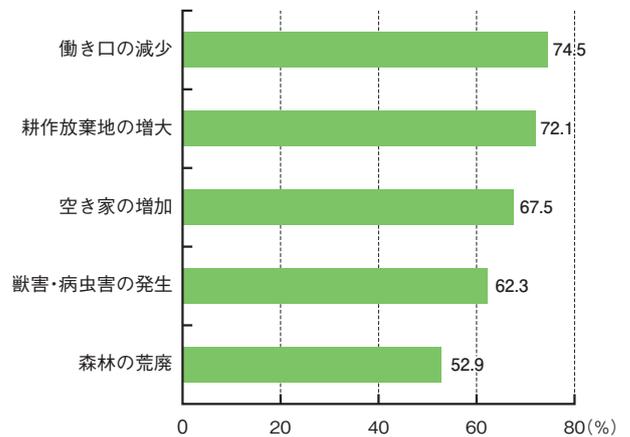
- 山村は国土面積の5割、森林面積の6割を占めるが、過疎化・高齢化が急速に進行。
- 森林の放置も増加。里山林等では、^{やぶ}藪化の進行や竹の侵入等の荒廃。

振興山村の人口及び高齢化率の推移



注：「高齢化率」とは、65歳以上の高齢者の割合。
資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「山村基礎調査」

過疎地域等の集落で発生している問題



資料：総務省及び国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」

(2) 山村の活性化を目指して

- 山村独自の魅力を活かし、都市との交流を推進。
- 多様な就業機会を確保するため、林業・木材産業や特用林産物の生産を振興するとともに、木質バイオマスによるエネルギー供給の事業化、「農商工等連携」、「6次産業化」を推進。

《事例》 「木の博物館」による山村振興の取組



岩手県宮古市の川井地域(旧川井村)では、平成18(2006)年に「木の博物館」を開館し、地元の森林を16の「分館」に分けて展示。これまで約3,000人が来館。

《事例》 企業による山村支援の活動



小売業大手のS社(東京都千代田区)は、平成24(2012)年に、同社と同社の記念財団、長野県埴科郡坂城町の森林所有者の3者で5年間の協定を結び、植樹、下刈、間伐等の森林整備活動を支援するプロジェクトを開始。

第Ⅵ章 林産物需給と木材産業

1. 林産物需給の動向

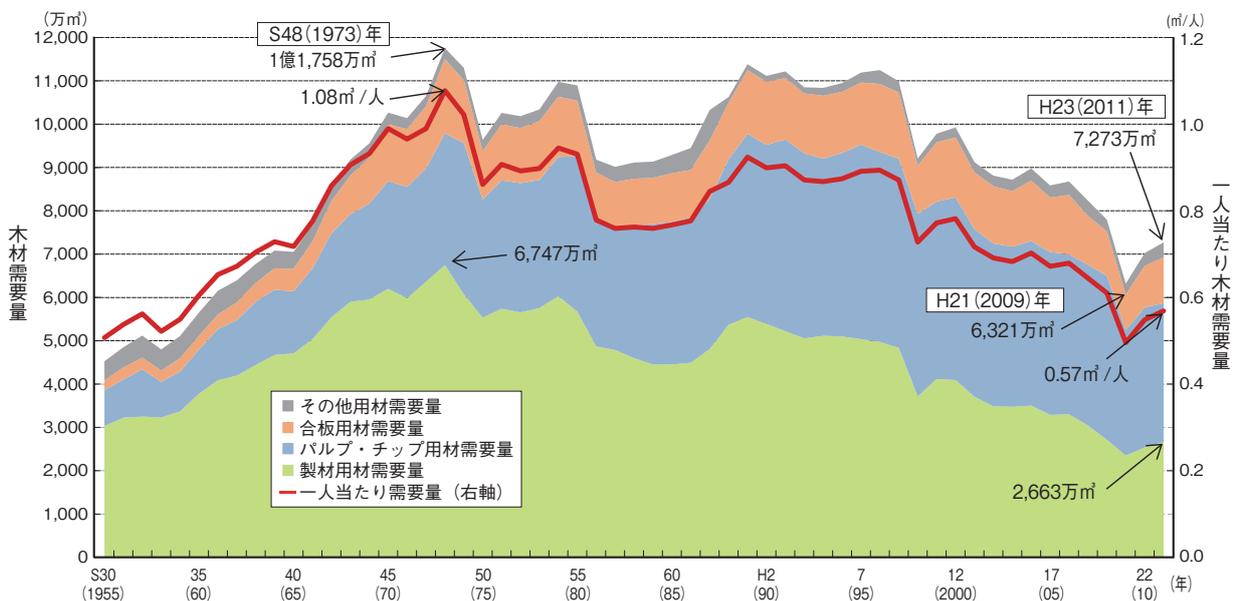
(1) 世界の木材需給の動向

- 世界の産業用丸太消費量は、長期的には増加傾向。2011年は前年比1%増の15億6千万m³。
- 世界の木材市場では、北米・欧州のみならず、中国・ロシアも大きな影響。近年、中国の産業用丸太の輸入と合板等の輸出が増加する一方、ロシアの産業用丸太の輸出は減少。

(2) 我が国の木材需給の動向

- 国産材(用材)供給量は、平成14(2002)年を底に増加傾向で推移し、平成23(2011)年は前年比6.2%増の1,937万m³。木材輸入量は、平成8(1996)年をピークに減少傾向で推移し、平成23(2011)年は前年比2.6%増の5,336万m³。平成23(2011)年の木材自給率(用材)は、前年比0.6ポイント増の26.6%。
- 木材需要量(用材)は、平成8(1996)年以降は減少傾向。平成23(2011)年は、住宅着工戸数の増加等により前年比4%増の7,273万m³。
- 製材用材の需要は、住宅着工戸数の減少等によりピーク時(昭和48(1973)年)の3分の1まで減少。合板用材の需要は減少傾向だが、平成12(2000)年以降は国産材の利用が急増。パルプ・チップ用材の需要も減少傾向。

木材需要量(用材)の推移

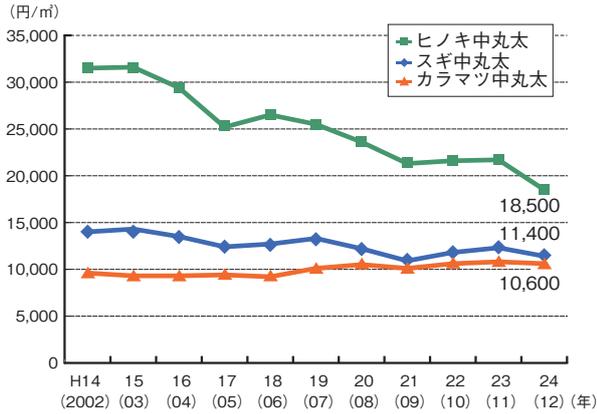


資料：林野庁「木材需給表」

(3) 木材価格の動向

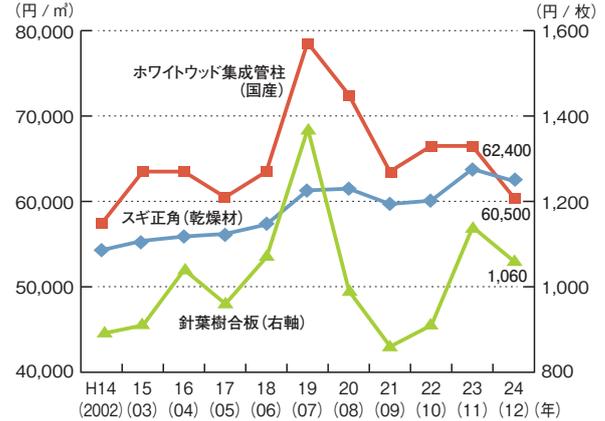
- 国産材の素材価格は長期的に下落傾向。平成24(2012)年は、スギ、ヒノキ、カラマツのいずれの樹種も前年を下回り、特にヒノキの下落が顕著。円高による輸入材価格の下落、震災後の国産材需要の伸び悩み等を背景に、需給のミスマッチが生じたことが原因。林野庁は、関連情報の共有による需給調整や木材利用ポイント事業等による木材の利用拡大に取り組み。
- 平成24(2012)年の製品価格は、国産材・輸入材とも前年より低下。

国産材素材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

製品価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

(4) 適正に生産された木材を利用する取組

- 違法伐採対策は、持続可能な森林経営の推進にとって大きな課題。我が国は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、適正に生産された木材を利用する取組を推進。
- 「グリーン購入法基本方針」に基づき、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材(合法木材)として、その利用を推進。

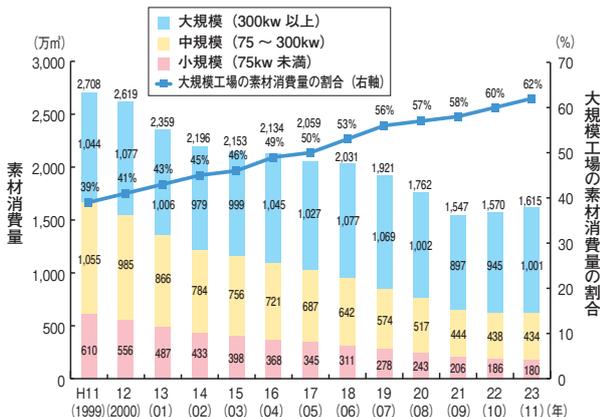
(5) 特用林産物の動向

- 平成23(2011)年の特用林産物の生産額は2,648億円。きのこ類が全体の約9割。漢方薬等に用いられる薬草等も生産。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、きのこや山菜の出荷制限、きのこ原木の不足等の影響。

2. 木材産業の動向

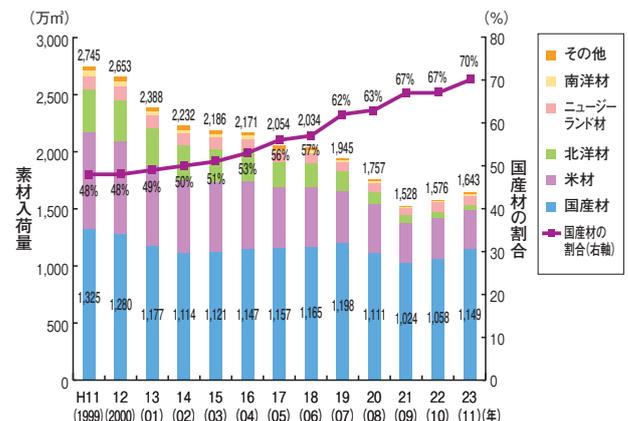
- 「木材・木製品」の出荷金額は、長期的には減少傾向で推移。平成22(2010)年には約1.9兆円(推計を含めると2.2兆円)。
- 製材業では、大規模工場に生産が集中する傾向。素材入荷量の7割が国産材。人工乾燥材の出荷は増加傾向にあるものの、全体の3割程度。

製材工場の出力規模別の素材消費量の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

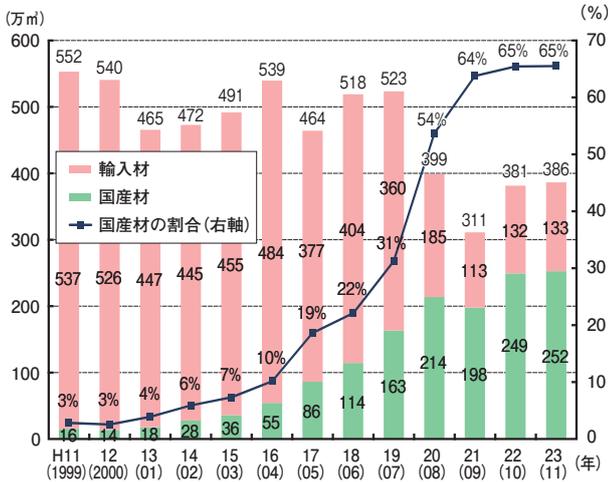
製材工場における素材入荷量と国産材の割合



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

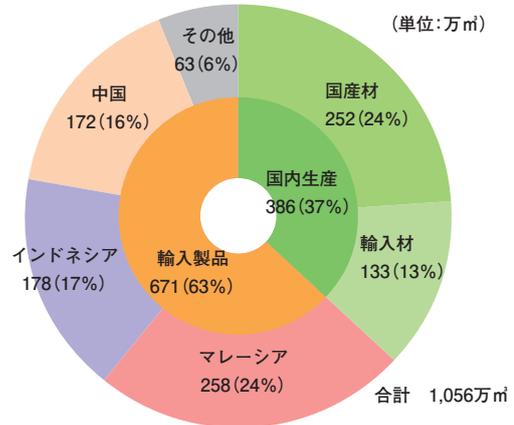
- 集成材工業では、生産量は平成22(2010)年以降増加。原料に占める国産材の割合は23%。
- 合板製造業では、原料に占める国産材の割合は65%まで上昇。輸入製品を含む合板用材全体に占める国産材の割合は24%。
- 木材チップ製造業では、生産量は平成21(2009)年以降増加。木材チップ消費量に占める国産木材チップの割合は32%。

合板用素材入荷量と国産材の割合



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

合板の供給量の状況(平成23(2011)年)



資料：農林水産省「木材統計」、財務省「貿易統計」

3. 木材利用の推進

(1) 住宅分野における木材利用

- 我が国における木材需要の約4割、国産材需要の約55%が建築用材。特に、木造住宅の着工動向が木材需要全体に大きく影響。
- 国産材の安定的供給体制の整備を受けて、住宅メーカーで国産材を積極的に利用する動きも。関係事業者の連携や地域で流通する木材の活用による家づくりも推進。

(2) 公共建築物の木造化

- 公共建築物の木造率は低位(平成22(2010)年度は全体の43.2%に対して8.3%)。平成22(2010)年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、国の22の府省等全て、地方公共団体のうち全ての都道府県と1,107市町村が、木材利用の方針を策定。
- 平成23(2011)年度には、国が整備した低層の公共建築物のうち、31棟を木造で整備。また、257棟で内装等を木質化。
- 学校の木造化を推進するため、文部科学省と林野庁は、学校施設における木材利用の進め方のポイントや事例を取りまとめ。また、木造3階建ての学校に関する基準の整備に向けて、国土交通省は、部材や構造の耐火性に関する実証実験を実施。

《事例》 村産材で木造診療所を建設

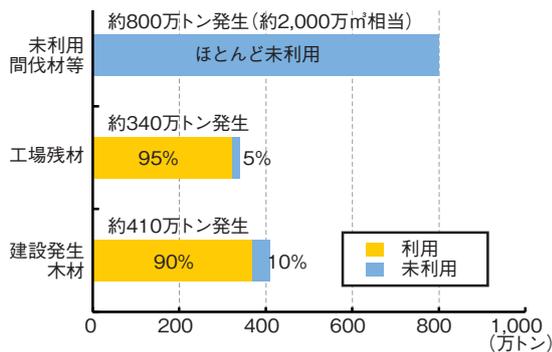
宮崎県東臼杵郡諸塚村は、平成23(2011)年度に「諸塚村公共建築物等における木材利用推進基本方針」を策定。同方針に基づき、村立の診療所を木造で建設。同診療所は、柱に村産の杉、テーブルや椅子に村産の広葉樹材を利用。フローリングや腰板等の内装も木質化。



(3) 木質バイオマスのエネルギー利用

- 「森林・林業基本計画」では、平成32(2020)年における燃料用等のパルプ・チップ用材の利用目標を600万m³に設定。
- 木質バイオマスのうち、「工場残材」と「建築発生木材」は大部分が既に利用済み。今後は「未利用間伐材等」の活用が不可欠。
- 木質ペレットや薪の生産が近年増加傾向。
- 平成24(2012)年7月に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が導入。木質バイオマスから発電された電気の買取価格は「間伐材等由来の木質バイオマス」は33.6円/kWh、「一般木質バイオマス」は25.2円/kWh、「建設資材廃棄物」は13.65円/kWh。林野庁は「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を取りまとめ。

木質バイオマスの発生量と利用の現況(推計)



資料：農林水産省「バイオマス活用推進基本計画」

《事例》 薪の宅配サービス



薪ストーブ販売会社D社(長野県伊那市)は、契約家庭に定期的に薪を補充するサービスを実施。薪は地元のカラマツやアカマツ等の間伐材を活用。

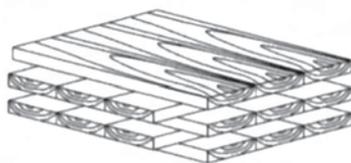
(4) 木材輸出

- 我が国の木材輸出額は、平成24(2012)年に93億円。輸出先は、中国、韓国、フィリピン、米国など。中国や韓国を中心に、住宅展示会への出展や木造建築基準の改定作業への参加等により、国産材の輸出を推進。

(5) 技術開発

- 建築分野では、国産針葉樹材で厚物構造用合板を製造する技術の開発が、合板原料に占める国産材割合の上昇に貢献。現在、中・高層の木造建築物向けの新たな資材である「クロス・ラミネイティド・ティンバー (CLT)」の開発等に取り組み。
- 土木分野等では、木製ガードレールやコンクリート型枠用合板等の開発に取り組み。

《事例》 建築分野における技術開発



CLTの構造

《事例》 土木分野における技術開発



国産材針葉樹を原料とするコンクリート型枠用合板

(6) 木材利用の普及啓発、人材の育成

- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」、子供から大人までが木への親しみや木の文化を学ぶ「木育」を推進。木工工作コンクールも実施。
- 平成24(2012)年度補正予算により、地域で流通する木材を活用した木造住宅の新築や内装・外装木質化、木製品等の購入を対象に、地域の農林水産品等と交換ができる「木材利用ポイント」を付与する「木材利用ポイント事業」を開始。

○ 平成25年度 森林及び林業施策 概要

概説

森林の多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図る重要性等を踏まえ、森林・林業基本計画等に基づき、所要の財政措置等を講じながら、各種施策に取り組む。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(面的まとまりをもった森林経営の確立)

- 地域主導で市町村森林整備計画の作成を進めるとともに、適切な森林施業を確保するため伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用等を図る。
- 林道や森林作業道が適切に組み合わされた路網の整備等を推進する。
- 森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、森林簿情報の都道府県と市町村等との間での共有化、森林所有者情報の行政機関の間や内部での共有等を推進する。

(多様で健全な森林への誘導)

- 長伐期林、育成複層林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導を推進するとともに、原生的な森林生態系、希少な生物の生育・生息地等の保全・管理等の推進による森林における生物多様性の保全を図る。
- 森林整備や海岸防災林の再生等に必要な優良種苗の安定供給を推進するとともに、無花粉スギ品種等の開発、少花粉スギ等の苗木安定供給体制の強化等を推進する。
- 立地条件が悪く、自助努力等によっては適切な整備が図られない森林等について、治山事業や水源林造成事業等の公的主体による整備を推進する。

(地球温暖化防止策及び適応策の推進)

- 気候変動枠組条約の締約国として引き続き森林吸収量を確保できるよう、間伐など森林の適正な整備、保安林等の適切な管理・保全、木材及び木質バイオマスの利用拡大等を推進する。
- 森林吸収量の算定・報告のための基礎データの収集・分析等を行う。また、気候変動に関する国際的な枠組みづくりに参画・貢献するとともに、途上国の森林減少・劣化の防止に資する技術開発等を支援する。

(東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進)

- 東日本大震災や豪雨災害等により被災した海岸防災林、治山施設、林道施設等の早期復旧・整備を図るとともに、近年の集中豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、保安林の適切な管理等により効果的・効率的な治山対策を推進する。
- 松くい虫等の森林病害虫等被害対策を総合的かつ効率的に実施するとともに、野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策を推進する。

(森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及)

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、産学官連携を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う森林の汚染実態の調査・分析、森林施業等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証・開発、木材製品の安全証明体制の構築等を推進する。
- 国と都道府県が協同して効率的・効果的な林業普及指導事業を推進する。

(森林を支える山村の振興)

- 特用林産物に対する消費者の安全と信頼の確保や経営の安定化を図るとともに、東日本大震災の被災地等での生産再開等への支援、きのこ原木等への放射性物質の影響調査、汚染低減の技術の検証への支援等を推進する。
- 木質バイオマス利活用施設の整備等により里山林などの未利用資源を活用するとともに、森林分野でのクレジット化の取組、山村振興対策、過疎地域対策等を推進する。

(国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林体験等の森林環境教育や里山林の再

生等、森林の多様な利用と整備を推進する。

(国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査・技術開発や、独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じた開発途上国等に対する協力を行う。
また、合法性の証明された木材・木材製品の普及啓発等により違法伐採対策を推進する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化、低コストで効率的な作業システムの普及等を推進する。

(人材の育成・確保等)

- 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を進めるとともに、森林所有者に対する森林施業の提案、市町村森林整備計画の策定支援や森林所有者に対する指導等を行う人材の育成のための研修等を行う。

(林業災害による損失の補填)

- 森林国営保険の普及に引き続き努める。

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(効率的な加工・流通体制の整備)

- 施業の集約化、低コスト作業システムの普及、地域における原木流通の促進等により、国産材の安定供給体制の整備を推進するとともに、木材加工施設の大規模化等を推進し、加工・流通体制を整備する。

(木材利用の拡大)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、低コストでの木造公共建築物の整備への支援等を行う。
- 耐火性・耐震性を備えた製品の開発、土木用等資材の安定供給、木造住宅や木材製品の購入の際にポイントを付与する取組等を支援するとともに、間伐材等の木質バイオマスの利用や木材輸出拡大に向けた戦略的な活動等を推進する。

(東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用)

- 復興に必要な木材を安定供給する体制の整備等を推進するとともに、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備等を推進する。

(消費者等の理解の醸成)

- 「木づかい運動」など総合的な普及啓発活動、「木育」^{もくいく}の実践活動やプログラム開発等を実施する。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

(公益的機能の維持増進を旨とした管理経営)

- 国有林野の管理経営に関する基本計画等に基づき、健全な森林の整備、森林の適切な保全管理、林産物の供給、国有林野の活用等を推進する。

(森林・林業再生に向けた国有林の貢献)

- 低コストで効率的な作業システムの普及・定着、森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業、市町村を技術面で支援する人材の育成等を推進する。

V 団体の再編整備に関する施策

- 森林組合が施業集約化・合意形成と森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むことを推進するとともに、経営の透明性の確保、経営基盤の強化に向けた指導等を行う。